

久喜市告示第 555 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、久喜都市計画防火地域及び準防火地域、地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年11月30日

久喜市長 梅田修



- 1 都市計画の種類
久喜都市計画防火地域及び準防火地域
久喜都市計画地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
久喜市高柳地内
- 3 縦覧場所
久喜市 建設部 都市整備課 (久喜市役所第二庁舎)